

## 在宅医療に使用する医療機器の購入を支援します！

# 令和 4 年度 山形県在宅医療提供体制確保事業費補助金のご案内

山形県では、在宅医療提供体制を確保するため、在宅医療に取り組む医療機関等<sup>※1</sup>を対象に、医療機器整備<sup>※2</sup>費用の半額を補助します。

※1 補助要綱に記載の条件を満たす必要があります。

※2 在宅医療に必要な医療機器等で、県への補助金の手続き後に整備するものが対象となります。

## 令和 4 年度から、補助対象に訪問看護ステーションを追加する等、補助要件を緩和・拡充しました！

### 補助金の概要

下線部が令和 4 年度に要件を緩和・拡充したもの

|         |  |  |  |
|---------|--|--|--|
| 補助対象事業者 | ・新たに在宅医療に取り組む医療機関<br>・在宅医療の取組みを拡充する医療機関                              | ・現に在宅医療に取り組んでいる医療機関                                      | ・ <u>現に訪問看護を行っている訪問看護ステーション</u>                  |
| 補助率     | 1 / 2  |  |  |
| 補助上限    | <b>1 医療機関につき<br/>50 万円</b><br>(補助基準額 100 万円)                         | <b>1 医療機関につき<br/>25 万円<sup>※3</sup></b><br>(補助基準額 50 万円) | <b><u>1 施設につき<br/>25 万円</u></b><br>(補助基準額 50 万円) |
| 補助対象経費  | 在宅医療や訪問看護に必要な医療機器等（ポータブルエコー、血液分析装置、小型シリンジポンプ（薬剤注入器）、ポータブル X 線撮影装置 等） |  |  |
| 補助条件    | 訪問診療等の件数を増加する実施計画（3 年）の提出、毎年度フォローアップ 等                               |  |  |
| 募集期間    | 令和 5 年 1 月頃まで（ただし、予算額に達した時点で募集を終了します。）                               |  |  |

※3 通算 50 万円まで。なお、在宅療養支援診療所又は病院のうち、①機能強化型（単独又は連携）、②実績加算（在宅療養実績加算 1 又は 2）あり、③在宅療養後方支援病院のいずれかに該当する場合は、**通算 200 万円まで**。ただし、原則として新規の事業者を優先し、過去に当補助金の交付を受けた事業者には交付決定しない場合があります。

#### 【お問合せ先】

山形県健康福祉部医療政策課 佐藤  
TEL: 023-630-2543 FAX: 023-630-2301  
Eメール: [yiryoseisaku@pref.yamagata.jp](mailto:yiryoseisaku@pref.yamagata.jp)

- ・お問合せにより迅速に対応するため、Eメールをご活用ください。
- ・FAXによるお問合せの際は、裏面のFAX送信票をご活用ください。

宛先：山形県医療政策課 佐藤 あて

F A X : 0 2 3 - 6 3 0 - 2 3 0 1

## F A X 送信票

(山形県在宅医療提供体制確保事業費補助金)

|                 |        |  |     |  |
|-----------------|--------|--|-----|--|
| 医療機関（施設）名       |        |  |     |  |
| 所在地             |        |  |     |  |
| 連絡窓口<br>(ご担当者様) | 職名     |  | 氏名  |  |
|                 | TEL    |  | FAX |  |
|                 | E-mail |  |     |  |

ご希望する項目に○印を付けてください。県から貴医療機関（施設）へご連絡差し上げます。

( ) 詳細な資料（補助要綱や申請書類）の送付を希望する。  
→ ( ) Eメールで送付 / ( ) F A Xで送付

( ) 補助金を活用したいので、県からの電話連絡を希望する。  
→希望する曜日・時間帯等： \_\_\_\_\_

( ) 補助金について分からない点があるので、以下について教えてほしい。

→問い合わせ事項：

  
  
  
  
  
  
  
  
  
  

→ ( ) Eメールで回答がほしい  
( ) 電話で回答がほしい  
( ) F A Xで回答がほしい